



自転車の交通ルールを守ろう

1 自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は、**車の仲間**です。

歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。



自転車及び
歩行者専用標識



普通自転車
歩道通行可表示

(歩道通行が可能な場合)

- ① **標識・標示**によって通行できるとされている場合
- ② **13歳未満及び70歳以上の者、車道通行に支障がある身体障害者**がある者
- ③ 車道又は道路の状況に照らして、通行の安全を確保するために
自転車が歩道を通行することがやむを得ないとき

2 車道は原則左側通行

3 信号に従って通行

その他の自転車の交通ルールは、愛知県警のホームページにも記載しています。
しっかり自転車のルールを守って、安全に利用しましょう！

3月の検挙

(光音寺交番・辻交番)

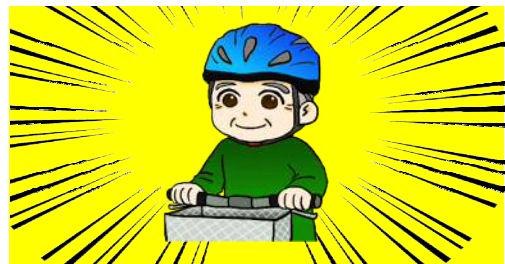
暴行犯人 2名
を検挙

北 警察 署
052-981-0110
警察相談電話
9 1 1 0

愛 知 県 警
ホームページ



契約は納得してから！



ヘルメット 命のお守り 忘れずに
～自転車を安全に利用しよう～

警察の相談ダイヤル

9 1 1 0

事件・事故 緊急電話は

1 1 0 番

